

17. 建設副産物処理基準 再生資材利用基準

平成 7年 4月 1日	適用
平成 8年 7月 1日	一部改定
平成11年 4月 1日	一部改定
平成12年 4月 1日	一部改定
平成14年 5月30日	一部改定
平成17年 4月 1日	一部改定
平成21年 2月 1日	一部改定
平成27年11月 1日	一部改定
令和 3年10月 1日	一部改定
令和 5年 1月 1日	一部改定
令和 5年10月 1日	一部改定
令和 6年 4月 1日	一部改定
令和 6年10月 1日	一部改定
令和 6年11月 1日	一部改定
令和 7年 4月 1日	一部改定
令和 8年10月 1日	一部改定

目 次

1	建設副産物処理基準	17-4
	〔1〕適用範囲	17-4
	〔2〕用語の定義・解説	17-4
	〔3〕建設副産物の工事現場からの搬出・処理	17-4
	〔4〕設計・積算・施工	17-6
	〔5〕再生資源利用促進（計画・実施）書の提出	17-7
	〔6〕確認	17-8
	〔7〕その他	17-9
2	再生資材利用基準	17-10
	〔1〕適用範囲	17-10
	〔2〕用語の定義	17-10
	〔3〕適用材料	17-10
	〔4〕使用工種及び使用地域	17-10
	〔5〕品質管理	17-11
	〔6〕設計・積算・施工	17-11
	〔7〕再生資源利用（計画・実施）書の提出	17-11
	〔8〕確認	17-12
3	建設工事における建設副産物の処理及び再生資材の利用に関する留意事項等	17-13
4	公共建設発生土の処理について（フローチャート）	17-15

1 建設副産物処理基準

[1] 適用範囲

この基準は、山梨県県土整備部が発注する建設工事から発生する建設副産物に適用する。

なお、建設工事の各段階について、発注者及び施工者が留意しなければならない事項を別添表－１にまとめているので、この基準に記載されていない事項については、これによる。

[2] 用語の定義・解説

1. 建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品をいう。

2. 建設廃棄物

この基準でいう建設廃棄物は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物及び建設発生木材とする。

3. 特定建設資材

この基準でいう特定建設資材は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリートとする。

3－１. 特定建設資材廃棄物

この基準でいう特定建設資材廃棄物は、建設廃棄物のうち特定建設資材が廃棄物となったものとする。

3－２. 指定建設資材廃棄物

この基準でいう指定建設資材廃棄物は、特定建設資材のうち木材が廃棄物となったものとする。

4. 再資源化施設

建設工事に使用する材料として、山梨県県土整備部が定めた基準を満足するように建設副産物に必要な加工及び処理を行う施設をいう。

5. 発注者

建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう。

6. 施工者

建設工事の施工を行う者をいう。

[3] 建設副産物の工事現場からの搬出・処理

1. 特定建設資材廃棄物を除く建設廃棄物

① 再資源化施設への搬出・処理

(1) 工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合

施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を〔４〕により計上する。再資源化施設が複数ある場合は、搬出に伴う運搬費・受入費・その他必要な費用の合計（以下合計費用という）を施設毎に比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

また、工事現場から 40km の範囲内にある再資源化施設と、40km を超える場所にある

再資源化施設と、それぞれの合計費用を比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

(2) 工事現場から 40km を超える場所に再資源化施設がある場合

建設工事現場に最も近い最終処分場への搬出に伴う合計費用と、再資源化施設への搬出に伴う合計費用を比較し再資源化施設への搬出のほうが安い場合、施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を〔４〕により計上する。

② 最終処分場への搬出

前項①の搬出・処理の方法が取れない場合であって、経済的な比較により最終処分場に搬出・処理するのが適正である場合、施工者が、最終処分場に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を〔４〕により計上する。

③ 前項①、②によることができない場合

発注者は、技術管理課に協議するものとする。

2. 特定建設資材廃棄物

① 再資源化施設への搬出・処理

施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を〔４〕により計上する。再資源化施設が複数ある場合は、搬出に伴う運搬費・受入費・その他必要な費用の合計（以下合計費用という）を施設毎に比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

② 前項①によることができない場合

発注者は、技術管理課に協議するものとする。

3. 指定建設資材廃棄物

① 再資源化施設への搬出・処理

(1) 工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設がある場合

施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を〔４〕により計上する。再資源化施設が複数ある場合は、搬出に伴う運搬費・受入費・その他必要な費用の合計（以下合計費用という）を施設毎に比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

また、工事現場から 50km の範囲内にある再資源化施設と、50km を超える場所にある再資源化施設と、それぞれの合計費用を比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

(2) 工事現場から 50km を超える場所に再資源化施設がある場合

建設工事現場に最も近い縮減施設(焼却施設)への搬出に伴う合計費用と、再資源化施設への搬出に伴う合計費用を比較し再資源化施設への搬出のほうが安い場合、施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を〔４〕により計上する。

② 縮減施設(焼却施設)への搬出

前項①の搬出・処理の方法が取れない場合であって、経済的な比較により縮減施設に搬出・処理するのが適正である場合、施工者が、縮減施設に搬出・処理を行うものとし、

発注者はその費用を〔4〕により計上する。

③ 前項①、②によることができない場合

発注者は、技術管理課に協議するものとする。

4. 建設発生土

工事現場から建設発生土を搬出する場合、「4 公共建設発生土の処理について（フローチャート）」をもとに、以下のとおり工事間利用（(1)他の建設工事）を最優先とし搬出・処理を行う。

(1) 他の建設工事

コブリス・プラス（建設発生土情報交換システムや建設発生土の官民有効利用マッチングシステム）等を利用し、調整した 50km の範囲内にある他の建設工事（民間建設工事を含む）

なお、工期が合わない場合は、発注者が指定したストックヤード

(2) (1)によることができない場合

「山梨県公共工事建設発生土処分地」の設置及び管理・運営に関する事務処理要領により設置された処分地、または「山梨県民間残土処分場登録要領」により登録された民間残土処分場

〔4〕設計・積算・施工

1. 共通事項

建設工事を計画する場合、設計時点において建設副産物の発生を極力少なくするよう留意する。（山梨県建設リサイクルガイドライン(平成 15 年 4 月)に基づくリサイクル計画書の作成等）

建設副産物の搬出・処理にあたっては、発注者は特記仕様書の作成を行い契約事項とする。施工者は、特記仕様書の条件を熟知し適正に搬出・処理するものとする。

なお、指定事項に変更が生じた場合、発注者は、設計の変更を行う等適正な処置を行うものとする。

2. 建設廃棄物

① 施設への搬出・処理

(1) 発注者は、再資源化施設又は最終処分場の受入条件を勘案し、取壊し・破碎・鉄筋切断・分別等の費用、それぞれの施設までの運搬費及び施設の受入の費用等を積算し設計計上する。

(2) 施工者は、建設廃棄物の処理を委託した場合、産業廃棄物処理許可業者と「委託契約」を締結するとともに、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより処理の確認を行うとともに、発注者に提示するものとする。

(3) 電子マニフェストの場合は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（J W N E T）を使用する。

3. 建設発生土

① 指定処分 A

発注者は、「4 公共建設発生土の処理について（フローチャート）」をもとに、発注時に搬出先を以下より選定し、特記仕様書で明示する。

施工者は明示された場所へ搬出・処理する。

(1) 他の建設工事

発注者は、搬出場所までの運搬費及び搬出場所での敷き均し等必要な費用を設計に計上できるものとする。但し、搬出先工事と費用についての協議を行う。

特記仕様書明示内容

搬出先工事名、搬出場所、運搬距離、その他条件

(2) ストックヤード

発注者は、ストックヤードまでの運搬費及び敷き均し等必要な費用を設計に計上する。

特記仕様書明示内容

搬出場所、運搬距離、その他条件

(3) 「山梨県公共工事建設発生土処分地」の設置及び管理・運営に関する事務処理要領により設置された処分地、または「山梨県民間残土処分場登録要領」により登録された民間残土処分場

発注者は、運搬費及び処分費等をもとに経済比較を行い、搬出先を選定し、必要な費用を設計に計上する。

特記仕様書明示内容

処分地・処分場名、搬出場所、運搬距離、その他条件

② 情報提供

施工者は、100m³（地山量）以上の建設発生土を当該工事現場の市町村から、他の市町村へ搬出する場合、特記仕様書に基づき搬出先市町村へ建設発生土に関する情報を提供するとともに、その写しを発注者に提出しなければならない。

[5] 再生資源利用促進（計画・実施）書の提出

請負者は、資源の有効な利用の促進に関する法律及び関係省令に基づき、次の項目のいずれかに該当する場合、特記仕様書及び、土木工事共通仕様書第1編 1－1－19に基づき、国土交通省が公表する再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版の EXCEL 様式または建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）により再生資源利用促進計画書及び確認結果票を作成し、施工計画書にその写しを添付して発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。また、施工者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

また、工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用促進実施書を作成し、工事打合せ簿に添付して発注者に提出するとともに EXCEL データを監督員に提出するものとする。ただし、建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、EXCEL データの監督員への提出は不要とする。

1. 体積が 500m³ 以上の建設発生土を搬出する工事。
2. 建設廃棄物を搬出する工事のうちこれらの重量の合計が 200t 以上の工事。
3. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)対象建設工事。

なお、建設副産物実態調査（センサス）実施時は上記項目によらず、最終請負金額が 100 万円以上のすべての工事が対象となる。

[6] 確認

1. 共通事項

発注者は、再生資源利用促進（計画・実施）書の確認を行う。

2. 建設廃棄物

発注者は、施工者が建設廃棄物の処理を委託した場合、その適正な処理を確認するため、紙マニフェストによる A 票、B 2 票、D 票（複写式伝票）または電子マニフェストによる受渡確認票の提示を求め、処理状況を確認する。

3. 建設発生土

建設発生土の処理にあたっては、指定^(※1)した搬出先において必要な関係法令等の手続きが行われていることや、設計図書等どおり指定した搬出先へ運搬されていること、また、その運搬土量が適正であること等について、以下の方法により確認することとする。

※1 指定とは、設計図書または協議等により定めた場合も含む。

① 施工者は、建設発生土の搬出に先立ち、指定された建設発生土の搬出先について地形を実測し、資料と共に再生資源利用促進計画書及び確認結果票の写しを施工計画書に添付して、監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等^(※2)には、これに代わる資料による提出も可とする。

※2 実測困難な場合とは、「山梨県公共工事建設発生土処分地」の設置及び管理・運営に関する事務処理要領」により設置された処分地、「山梨県民間残土処分場登録要領」により登録された民間残土処分場のような、他の工事現場からも搬入されている搬出先等も含まれる。

② 施工者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。また、施工者は、再生資源利用促進計画書、確認結果票、その実施状況の記録及び搬出先から交付される受領書またはその写しについて、当該建設工事の完成後 5 年間保存しなければならない。さらに、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

③ 発注者は、指定した搬出先に関する土地の取得状況や必要な法令等の手続き状況を確認し、受注者に明示する。

施工者は、発注者が指定した搬出先以外に、他の建設工事を建設発生土の搬出先とする場合、土地所有者が受け入れを承諾していること（同意書、借地契約書等）や当該土地に必要な法令等の手続きが行われていることについて発注者へ説明のうえ、協議すること。

④ 発注者は、受領書により最終的な処理の確認を行うとともに、必要に応じて実施測定により確認を行う。

⑤ 発注者は、施工者が市町村へ情報提供を行っている場合は、その写しの提出の確認を行う。

[7] その他

1. この基準によるものの他、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成 3 年建設省令第 19 号）を遵守し、適正に処理する。

2 再生資材利用基準

[1] 適用範囲

この基準は、山梨県県土整備部が施工する建設工事に適用する。

[2] 用語の定義

「再生クラッシャーラン」

再生クラッシャーランとは、建設工事現場から再資源化施設へ搬出される建設副産物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等から製造した再生骨材を単独又は相互に組み合わせ、これに必要に応じて補足材料（骨材の品質を改善するための碎石・砂等）を加えて、所要の品質が得られるように調整したものをいう。

「再生加熱アスファルト混合物」

再生加熱アスファルト混合物とは、再資源化施設において製造したアスファルト・コンクリート再生骨材に必要に応じて再生用添加剤、補足材料（骨材の品質を改善するための碎石・砂等）、生アスファルトを加えて、所要の品質が得られるように調整したものをいう。

[3] 適用材料

本基準で適用する再生クラッシャーランは、再生クラッシャーラン（40～0）（呼び名 RC-40）とする。

また、再生加熱アスファルト混合物は、再生加熱安定処理材、再生粗粒度アスコン 20、再生密粒度アスコン 13・20、再生細粒度アスコン 13 とする。

[4] 使用工種及び使用地域

次の使用地域及び工種に該当する工事には、工事目的物に要求される品質を考慮したうえで、原則として経済性にかかわらず使用する。

- ① 再生クラッシャーラン（RC-40）の使用地域は、再資源化施設等から 40km の範囲内にある建設工事で、かつ適用工種は以下のとおりとする。

- (1) 山梨県県土整備部が発注する建設工事の、

- ・各種構造物基礎材及び裏込め材
- ・路床置換え材
- ・凍上抑制層

- (2) 山梨県県土整備部が発注する建設工事の、

- ・下層路盤材

- ② 再生加熱アスファルト混合物の使用地域は、再資源化施設から運搬距離 40km の範囲内で、かつ運搬時間 1.5 時間の範囲内にある建設工事で、適用工種は以下のとおりとする。

- (1) 車道舗装

舗装再生便覧（（社）日本道路協会）における「巻末資料」の品質規格を満足する再生舗装材（再生加熱 As 安定処理路盤材、再生加熱 As 混合物等）とすること

- (2) 歩道、園路、駐車場等

- (3) 仮設道路、仮復旧道路等

(4) その他、再生加熱アスファルト混合物の使用が適当と認められる工事

[5] 品質管理

再生クラッシャーラン（RC-40）の品質は、次の基準に適合するものとする。

- ① [4] の①の1に係わるものについては、次による。

土木関係 JIS 要覧、A5001 の品質試験に適合するものとする。

- ② [4] の①の2に係わるものについては、次による。

（社）日本道路協会発行の「舗装再生便覧」の再生クラッシャーラン（RC-40）の品質規定に適合するものとする。

- ③ [4] の②の1～4に係わるものについては、次による。

（社）日本道路協会発行の「舗装再生便覧」の再生加熱アスファルト混合物の品質規定に適合するものとする。

なお、アスファルト・プラントによっては、アスファルト・コンクリート塊を分級せずに、単に加熱ただけで粒度の調整、アスファルトの性状の回復などの品質改善を行わずに再生加熱アスファルト混合物として製造・出荷しているものは、「舗装再生便覧」の対象とはなっていないので、このような再生加熱アスファルトを製造しているプラントの再生資材については、別途協議によるものとする。

[6] 設計・積算・施工

- ① 再生クラッシャーラン（RC-40）及び再生加熱アスファルト混合物の積算基準上の取扱は、クラッシャーラン（C-40）及び加熱アスファルト混合物の取扱と同様とし、「土木工事標準積算基準書」によるものとする。

- ② 地域別再生クラッシャーラン（RC-40）及び再生加熱アスファルト混合物の現場着単価は、実施設計単価表によるものとする。

ただし、単価表にない場合は、建設工事箇所から最も近い再資源化施設等の見積りを取り、決定するものとする。

- ③ アスファルト舗装の構造設計に用いる等値換算係数は、「舗装再生便覧」による。

- ④ 再生資材を建設工事で使用する場合、発注者は特記仕様書に必要事項を記載し、契約条項とするものとする。

- ⑤ 再生クラッシャーラン及び再生加熱アスファルト混合物が、使用できない事情が生じた場合、発注者と施工者は協議した上で設計の変更を行なう等必要な処置をとるものとする。

[7] 再生資源利用（計画・実施）書

施工者は、資源の有効な利用の促進に関する法律及び関係省令に基づき、次の項目のいずれかに該当する場合、特記仕様書及び、土木工事共通仕様書第1編1-1-19に基づき、国土交通省が公表する再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版の EXCEL 様式または建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）により再生資源利用計画書及び確認結果票を作成し、施工計画書にその写しを添付して発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。

また、工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書を作成し、工事打合せ簿に添付して発注者に提出するとともに EXCEL データを監督員に提出するも

のとする。ただし、建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、EXCEL データの監督員への提出は不要とする。

1. 体積が 500m³ 以上の土砂を搬入する工事。
2. 重量が 500t 以上の砕石を使用する工事。
3. 重量が 200t 以上の加熱アスファルト混合物を使用する工事。
4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の対象建設工事。

なお、建設副産物実態調査（センサス）実施時は上記項目によらず、最終請負金額が 100 万円以上のすべての工事が対象となる。

[8] 確認

山梨県県土整備部制定の「土木工事施工管理基準および規格値」に準じるものとする。

なお、発注者は、再生資源利用（計画・実施）書、確認結果票、及び産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストの内容の確認を行なうものとする。

3 建設工事における建設副産物の処理及び再生資材の利用に関する留意事項等

表－1 建設工事における建設副産物の処理及び再生資材の利用に関する留意事項

工事の段階	留 意 者	
	発	注 者
企画・設計	・建設副産物の発生の抑制に資する工法・資材の採用等を検討する。 ・再生資材の利用の促進に努める。 ・建設副産物の工事間利用の促進に努める。 ・発生する建設副産物の種類・質・数量を把握し、種類別の再生処理方法処分先を検討する。 ・「リサイクル計画書」を作成する。	
積 算 (見積り)	・処理費用（再資源化に要する費用を含む）、運搬費用等を適正に積算する。	
発 注 (契 約)	・設計図書等に、採用する工法・資材・使用する再生資材の規格・使用箇所、発生する建設副産物の処理方法等を明示する。 ・建設リサイクル法対象工事においては、施工該当市町村建築確認窓口担当へその旨を、工事着手前に通知する。	
施 工 計 画	・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）、建設副産物処理基準、再生資源利用基準等に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が計画的かつ効率的に行われるような施工計画がなされているかを確認する。 ・施工計画の作成に当たっては、再生資源利用〔促進〕計画書、確認結果票が提出されているか確認する。	
施 工	・工事現場における責任者を明確にする（監督員との兼務）。 ・建設副産物対策のための発注者、施工者等の協力体制を整備する。 ・再生資源利用計画書（現場掲示用）及び確認結果票が工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）され、公衆の閲覧に供するものとされているか確認する。	
現場での 分別・保管	・適正に分別・保管されているか確認に努める。	
再 利 用	・施工者と協力して再生資源の利用及び利用の促進に努める。	
減 量 化	・適正に減量化されているか確認に努める。	
処 理	・適正に埋立て、処分等されているか書面等により確認に努める。	
完 成 後	・副産物が適正に処理されたことを確認する。 ・現場に廃棄物が残置されていないかを確認する。 ・明示した条件に変更が生じた場合には、適切に設計変更する。 ・完成検査時に再生資源利用〔促進〕実施書により、リサイクル実績を確認する。	
そ の 他		

事 項		参考法令等
元 請 業 者	下 請 業 者	
		リ法…4 基本 要綱…4,5,6,10 11,15
		要綱…5,6
・仕様書、設計図書を確認する。 ・疑問点については、「山梨県公共事業情報公開サービス」等で質問する。 ・建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項について書面にて契約事務担当者に説明する。		基本 要綱…6 建り法…11,12
・建設副産物の発生の抑制、減量化、再資源化に配慮した施工計画の一環として、再生資源利用〔促進〕計画書及び確認結果票を作成する。		リ法…4 基本 判断 要綱…4,7,10,15
・工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にする（主任技術者との兼務はできることとする）。 ・建設副産物対策のための発注者 元請業者 下請業者 処理業者の協力体制を整備する。 ・再利用方法、処分方法等を下請業者や資材納入業者及び処理業者に周知徹底し、指導監督する。 ・再生資源利用計画書（現場掲示用）及び確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するものとする。	・工事にかかる前に処理方法等を元請業者と協議し、十分理解しておく。 ・元請業者と協力して、建設副産物の適正な処理に努める。	判断 要綱…5,8
・処理方法に応じて分別を徹底した上で、各々混入しないように保管する。 ・周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に保管する。		基本 廃法…12 要綱…12,16
・建設副産物の現場内利用、再生資源の積極的活用を努める。 ・指定副産物については、特に再資源化施設に持ち込む等再利用が促進されるように努める。 ・建設発生土については、必要な情報収集・提供に努め、再利用に努める。		リ法…4,基本,判断 要綱…4,10,11 15,19
・再資源化施設に持ち込めない建設副産物は、現場での脱水・乾燥等により減量化に努める。		要綱…15,16,19
・安全の確保及び振動・騒音・塵芥等の防止等、公衆災害の防止に努める。 ・飛散・流失しないよう適切な構造の運搬車両等を使用する。 ・過積載とならないよう徹底する。 ・建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と書面により委託契約する。 ・マニフェスト等で処理が契約内容に沿って適正に行なわれたかを確認する。 ・契約内容を適切に履行するよう関係者を指導監督する。	・元請業者と協力して建設副産物の適正処理に努める。	廃法…12,21 要綱…4,12,13, 14,16, 17,18, 20,21
・再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の実施状況を指定の様式により提出するとともに、記録を5年間保存する。 ・廃棄物処理計画の実施状況を把握し、記録の保存に努める。 ・副産物が適正に処分されたことを確認する。		判断 要綱…6,7 建り法…18
・社内管理体制を整備する。 ・リサイクルに資する技術開発に努める。		基本 要綱…9

参考法令（凡例）

リ法○……リサイクル法第○条、基本……リサイクル法に基づき、国の定めたリサイクルに関する基本方針（告示）
 判断……リサイクル法第10条、第18条に基づく利用や、搬出の際の判断の基準（建設省令）
 廃法○……廃棄物処理法第○条、要綱○……建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）第○
 建り法○…建設リサイクル法第○条

4 公共建設発生土の処理について（フローチャート）

■ 設計時

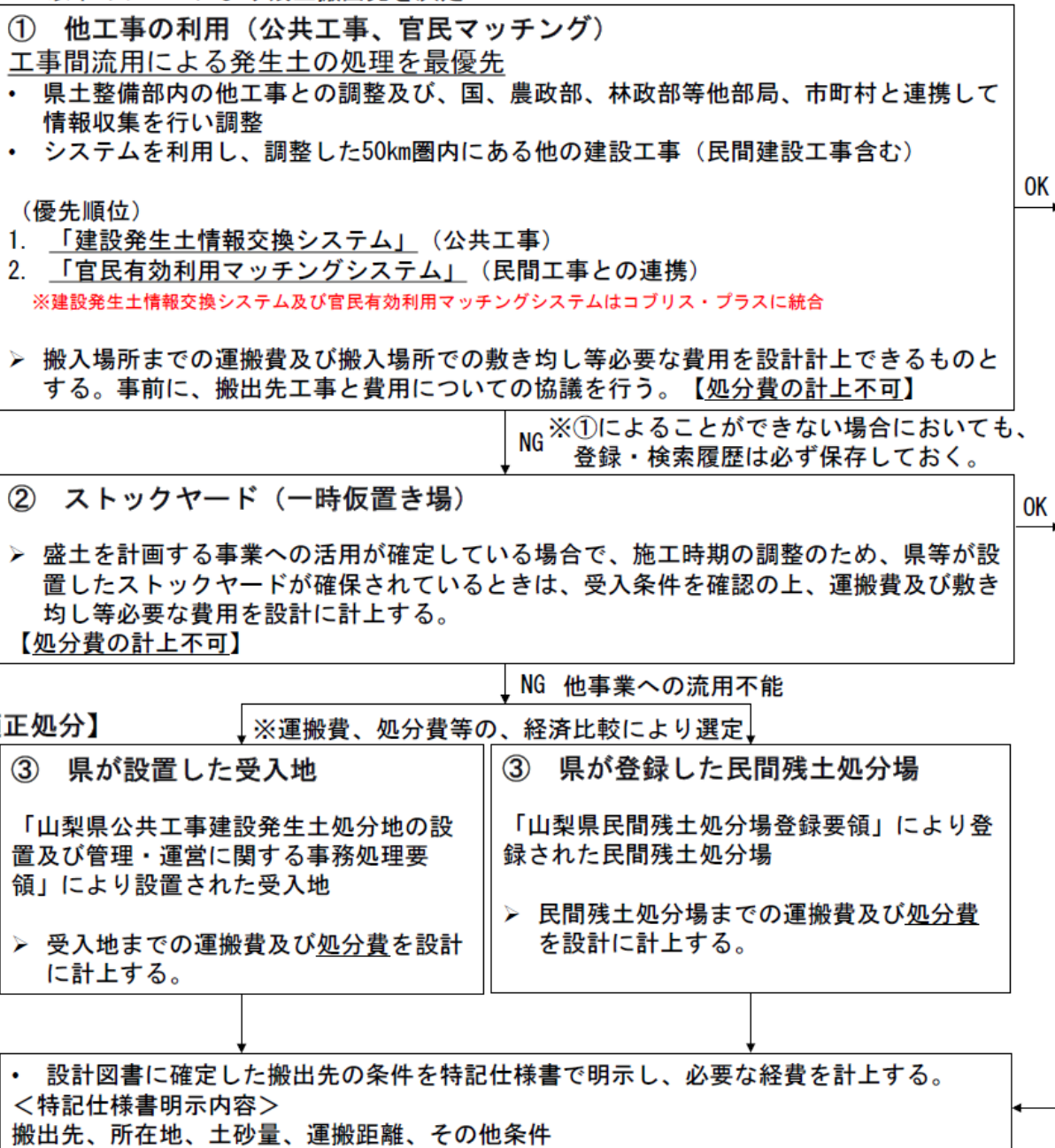
【発生抑制】

- 切盛の均衡のとれた土工計画及び適切な工法採用による現場内利用に努め発生量の抑制を図る。
 - ・ 現地利用の推進
 - ・ 発生抑制工法の採用

■ 発注時

【利活用促進】

- ・ 以下のフローにより残土搬出先を決定



■ 発注後

【適正管理】

- ・ 土砂受け入れ先は搬出業者に「土砂受領書」を交付
- ・ 発注者は、残土処理の確認を「土砂受領書」により行うことが可能

特記仕様書の記載（例）

第1条 再生資材の利用

施工者は以下の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤工の材料
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度 As13	舗装の表層

なお使用に際し、舗装再生便覧等を遵守するものとする。

第2条 建設発生土の利用

盛土に使用する発生土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土を利用すること。

第3条 建設発生土の搬出

（指定処分A）

建設工事の施工における建設発生土は、以下の場所に搬出すること。

- ① 工事名 ： 県道〇〇線道路改良工事
- ② 搬入場所 ： 〇〇市〇〇町〇〇番地
- ③ 運搬距離 ： L = 〇〇km
- ④ その他条件

第4条 建設廃棄物の適正処理

建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊、・・・は、廃棄物処理法に基づき該当産業廃棄物の処分業の許可を得ている再資源化施設で適正に処分すること。

第5条 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事（または、建設リサイクル法の対象建設工事）であり、受注者は国土交通省HPに登録されている建設リサイクル報告様式または建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）により、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設発生土の搬出先計画制度における「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）」第8条第4項で規定する確認の結果を記載した書面（以下、確認結果票）を作成

し、施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

また、受注者は、再生資源利用計画書及び再生支援利用促進計画書並びに確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

工事完了後は速やかに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事打合せ簿に添付して監督員に提出する。また、EXCELデータについても監督員に提出するものとする。ただし、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、EXCELデータの提出は不要とする。

なお、入力した工事データは自社で5年間保管するものとする。

※ 建設リサイクル報告様式（再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版のEXCEL様式）の最新版を国土交通省HPからダウンロードして入手すること。

また、同ページに掲載されている記入内容チェックツールを使用して入力内容をチェックすること。建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、システムで入力内容をチェックすること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

※ 建設発生土の搬出先計画制度に基づく建設発生土の搬出先の確認（確認結果票）の様式、作成にあたっての解説については、国土交通省HPからダウンロードして入手すること。また、運用についても国土交通省HPの内容によるものとする。

<建設発生土の搬出先計画制度>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

<確認結果票様式及び作成にあたっての解説>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx

第6条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配付される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第7条 工事の変更について

発注した建設工事について、契約事項と異なる場合は変更することができるものとする。